

危機管理会議

日時：令和2年11月8日（日）午前10時から

場所：県庁10階 大会議室

協議事項

- ・ 香川県における鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

香川県での高病原性鳥インフルエンザ発生について（2例目）

R2.11.8
畜産振興課

○ 香川県東かがわ市の採卵鶏農家において、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜が確認された。

○ 本県の対応

11/5の三豊市での発生対応に加え、

- 1 県内養鶏関係者への情報提供及び再度の注意喚起
- 2 香川県との県境に消毒ポイントを新たに4カ所追加配置

No.	名称	住所	備考
1	国道 193号（塩江）	美馬市脇町字西俣名	追加
2	県道 津田川島線	阿波市市場町大影境目	追加
3	国道 318号（鵜ノ田尾）	阿波市土成町宮川内字上畑	追加
4	国道 11号	鳴門市北灘町櫛木	追加
5	国道 32号（猪鼻）	三好市池田町坪尻	既設 11/5～
6	国道 438号（三頭公園）	美馬市美馬町野田ノ井	既設 11/5～

- 3 疑い農家を中心とした半径10 km圏内（搬出制限区域）に阿波市の一部が含まれるが、養鶏農家は該当なし。



A	国道32号(猪鼻)	三好市池田町坪尻
B	国道438号(三頭公園)	美馬市美馬町野田ノ井
1	国道193号(塩江)	美馬市脇町字西俣名
2	県道津田川島線	阿波市市場町大影境目
3	国道318号(鶺ノ田尾)	阿波市土成町宮川内字上畑
4	国道11号	鳴門市北灘町榎木ノ尻(検問所)

■ 既設置済

● 追加設置

農林水産省

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

[プレスリリース](#)

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

[Tweet](#)[印刷](#)

令和2年11月8日
農林水産省

本日、香川県東かがわ市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日10時00分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について議論します。

当該農場は、農家からの通報時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。

なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

1.農場の概要

所在地：香川県 東かがわ市
飼養状況：採卵鶏(約4.8万羽)

2.経緯

(1) 11月7日、香川県は、死亡採卵鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

(2) 同日、当該採卵鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。

(3) 本日、当該採卵鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3.今後の対応

本日10時00分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の防疫措置について速やかに検討するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) 当該1農場の飼養家さんの殺処分及び埋却、
(2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
(3) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2.移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3.感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4.必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。

香川県での高病原性鳥インフルエンザ発生（2例目）への対応

1 食鳥肉の安全確保

① 当該農場からの県内食鳥処理場への搬入状況

- ・ 11月7日及び8日 搬入なし

② 食鳥処理場への指導

食肉衛生検査所から次の事項について指導

- ・ 搬入農家の確認の徹底
- ・ 消毒などの鳥インフルエンザ対策の徹底
- ・ 異常鶏が確認された場合の通報の徹底

③ 食鳥検査センターへの確認・指示事項

- ・ 直近1週間で、県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏は確認されていない
- ・ 出荷状況報告書*及び生鳥検査等の確認の徹底
- ・ 異常鶏についての簡易検査の徹底

※出荷状況報告書

食鳥検査申請書に添付することと定めている、飼養者名、住所
出荷羽数、出荷時死亡羽数等を記載した書類

2 愛玩鳥への対策

動物愛護管理センターを中心とし、次の事項を実施

- ・ 動物園、動物取扱事業者への指導
- ・ 飼育者等への啓発

3 その他

- ・ 県ホームページ等での食鳥肉・卵の安全、愛玩鳥における対策の啓発